

小平市いじめ防止基本方針

平成26年11月

平成30年6月改定

令和4年12月改定

小 平 市

目次

1	基本方針の策定の意義	1
2	いじめの定義	1
3	いじめの禁止	1
4	いじめ問題への基本的な考え方	1
	(1) いじめを生まない、許さない学校づくり	2
	(2) 児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動を促す	2
	(3) 教員の指導力の向上と組織的対応	2
	(4) 家庭・地域・関係機関と連携した取組	2
5	小平市における取組	3
	(1) 小平市いじめ問題対策連絡協議会の設置	3
	(2) 小平市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置	3
	(3) 小平市いじめ問題調査委員会の設置	3
	(4) いじめの防止等に関する具体的な取組	3
	ア いじめを生まない、許さない学校づくりの支援	3
	イ いじめの早期発見と適切な対応の促進	4
	ウ 教職員等の資質能力の向上	4
	エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	4
	オ 啓発活動の推進	4
	カ 関係機関等と連携した取組の推進	5
	キ 財政上の措置等	5
6	学校における取組	5
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	5
	(2) いじめの防止等のための組織の設置	5
	(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組	5
	ア 未然防止	6
	イ 早期発見	7
	ウ 早期対応	7
	(4) いじめに対する措置	7
	ア いじめの認知	7
	イ いじめの解消に向けた取組	7
	ウ いじめの解消	8
7	重大事態への対処	9
	(1) 重大事態の定義	9
	(2) 重大事態の調査	9
	(3) 市長による再調査及び措置	10
8	取組の評価・見直し	10
9	その他	10
	いじめ重大事態発生時の流れ	11
	こだいらいじめ防止メッセージ	12

1 基本方針の策定の意義

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、子どもの健やかな成長は、社会全体の願いである。そのため、児童・生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせるいじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、学校、家庭、地域は、それぞれが責任と役割を果たしながら、社会総がかりでいじめの問題に対峙しなければならない。

小平市（以下「市」という。）は、いじめを決して許してはいけない、見逃してはいけないとの思いから、いじめの兆候をいち早く察知し、解決する取組を以前から進めてきた。学校、家庭、地域、関係機関等による横の連携を大切にした健全育成や居場所づくりは、その一つである。そして、児童・生徒を取り巻く大人たちの連携といじめに向かわせない社会を築く責任は、今後ますます重要であり、小平市民一人一人がいじめを許さない姿を示すことが必要である。

「小平市いじめ防止基本方針」（以下、「本基本方針」という。）は、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、市、小平市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校、家庭、地域、その他関係機関が連携を強め、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。最終改正：令和元年5月24日法律第11号。以下、「法」という。）や「東京都いじめ防止対策推進条例」（以下「条例」という。）等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を、小平市立学校に在籍する全ての児童・生徒に対し、総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

2 いじめの定義

法第2条において、次のとおり規定されている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめはいかなる理由があっても絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒はいじめを行ってはならない。

☆くだらいいじめ防止メッセージ① ~いじめは絶対に許されない~

4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、市、教育委員会、学校は、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校内はもちろんのこと、学校の内外にまたがるいじめの防止等に取り組み、いじめを生まない土壌づくりを行うとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として、いじめを認識しながらこれを放置することのないよう家庭、地域、関係機関と連携して対処する。

また、いじめが起きた場合には、いじめを直ちにやめさせ、いじめを行った児童・生徒の背景の理解と解消に努め、いじめの再発やいじめの連鎖を防止する。

☆くだらいいじめ防止メッセージ② ~いじめの要因・背景にも目を向ける~

☆くだらいいじめ防止メッセージとは、いじめの問題に取り組む上で、小平市が特に大切にしている考え方や取組のこと

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する児童・生徒の理解を深め、いじめをしない・させない心情を育む

全ての児童・生徒が、いじめについて深く考え、理解し、いじめに向かうことなく、心の通う対人関係を構築できるよう、道徳科の授業、児童会・生徒会等による主体的な取組、体験活動などを通じて、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめの観衆にも傍観者にもならない」ことを自覚するように促す。また、いじめの行為によっては、大人であれば犯罪行為として扱われる場合もあることを周囲の大人も認識し、児童・生徒の指導に当たる。

全ての児童・生徒が、自分も他の人も大切な存在であることを認め、互いの個性を受容し、自己肯定感を高めたり、自尊感情を育んだりする指導を行う。

(2) 児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動を促す

いじめから児童・生徒を守り、児童・生徒の取組を支える

いじめを受けた児童・生徒からの情報や、いじめの兆候を早い段階から確実に受け止め、組織として迅速かつ丁寧な初期対応を確実に行き、いじめを受けた児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにする。そのために、教職員が連携し、きめ細かく状況を把握し、関係機関と連携して対応するなど、いじめを受けた児童・生徒を守り通す取組を徹底する。

また、いじめについて、勇気をもって教職員、保護者等に伝えた児童・生徒を守り通すとともに、周囲の児童・生徒の発信を促すための児童・生徒による主体的な取組を支援し、いじめを見過ごさず、いじめの防止や解決に向かおうとする児童・生徒を育てる。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

学校一丸となって取り組む

いじめを生まない学校や学級づくりに使命感をもち、いじめ問題に適切に対処できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力、必ず解決に導こうとする意欲を高める。

また、教職員個人による対応に任せることなく、教職員全体のいじめ問題への理解と対応力を向上させ、学校全体による組織的、継続的な取組により、速やかな解決を図り、解決後も注意深く状況を見守るなど、いじめの生まれる要因を改善する。

校長は、学校評価にいじめの取組状況に関する評価項目を位置付け、PDCAサイクルに基づく組織的な取組を進める。

(4) 家庭・地域・関係機関と連携した取組

地域社会総がかりで取り組む

いじめが複雑化・多様化する中、地域社会全体で児童・生徒の健やかな成長を促し、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、家庭や地域、関係機関と連携し、地域社会総がかりでいじめ問題の解決と対策の推進に取り組む必要がある。

保護者は、その保護する児童・生徒がいかなる場合にもいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等を通して、他者の痛みを共感的に受け止める感受性や、規範意識の育成に努めるとともに、児童・生徒をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

☆こだいらいじめ防止メッセージ③ ～地域社会総がかりで取り組む～

5 小平市における取組

市は、いじめの防止等のための取組を総合的に推進し、児童・生徒の健全育成を図るため、必要な組織を設置して、対策を推進する。

(1) 小平市いじめ問題対策連絡協議会の設置（法第14条第1項）

市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者、関係行政機関の職員から構成される「小平市いじめ問題対策連絡協議会」を置く。当協議会では、関係機関及び団体相互の連携推進に関する事項を協議するとともに、連絡調整を図る。

(2) 小平市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置（法第14条第3項）

教育委員会は、「小平市いじめ問題対策連絡協議会」との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会の附属機関として、学識経験のある者、法律や心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、関係行政機関の職員から構成される「小平市教育委員会いじめ問題対策委員会」を置く。当委員会では、いじめ防止のための対策等について審議するとともに、重大事態が発生した場合には、いじめの事実の解明や、当該事案への対処、同種の事案の再発防止を目的とした調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。

(3) 小平市いじめ問題調査委員会の設置（法第30条第2項）

学校で重大事態が発生し、法第30条第1項に基づき教育委員会又は学校が調査した結果の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、公平、公正な調査を行うために第三者の学識経験者等により構成される市長の附属機関「小平市いじめ問題調査委員会」を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果について、調査（再調査）を行うことができる。

(4) いじめの防止等に関する具体的な取組

ア いじめを生まない、許さない学校づくりの支援

- ・児童・生徒にとって分かる授業、児童・生徒同士が話し合い、学び合う授業などを通して、互いのよさを認め合えるようにする。
- ・「こだいらの小・中連携教育」において、義務教育9年間を見据えた学習規律や生活規律を徹底し、自分のことも他者のことも大切に作る気持ちを育てる。
- ・児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流に資する能力を養うため、全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・児童・生徒の主体的な参画によるいじめを生まない、許さない学校づくりの活動を支援し、児童・生徒がいじめを自分の問題として考え、取り組めるようにする。
- ・学校や学級を、児童・生徒にとって自分が必要とされていると実感でき、自己肯定感を高めたり、自尊感情を育んだりする場にするため、異学年交流活動等、一人一人の児童・生徒が活躍できる場や機会を設定する。
- ・学校経営協議会などに対して、いじめの問題を地域ぐるみで解決する取組の推進を求める。また、教育委員会事務局は「学校いじめ防止基本方針」と「学校いじめ対策委員会」（※1）の取組について指導・助言を行う。

（※1）「学校いじめ防止基本方針」「学校いじめ対策委員会」については、p5を参照

イ いじめの早期発見と適切な対応の促進

- ・全ての教職員が児童・生徒の悩みや不安に対して、適切に相談に応じられるようにする。また、児童・生徒や保護者に、いつでも全ての教職員が相談に応じられることを繰り返し伝える。
- ・「ふれあい（いじめ防止強化）月間」（※2）において、アンケート調査や教育相談室の土曜電話相談を実施するほか、「月ごとのいじめ実態調査」等を実施し、いじめの早期発見に努め、早期解決に向けた学校への指導・助言を行う。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を推進するとともに、市の「いじめ・体罰ホットラインメール」をはじめとする、相談窓口を繰り返し児童・生徒及び保護者へ周知する。
- ・PTA、学校経営協議会委員、「学校サポートチーム」委員、地域住民等が、いじめを含む児童・生徒の気になる様子を見聞きした場合には、速やかに学校に連絡してもらえるよう連携・協力体制を築く。
- ・「小平市教育委員会いじめ問題対策委員会」において、いじめにかかる情報や課題を共有し、適切に対処するための解決策の検討を行う。
- ・いじめを受けた児童・生徒の心身の保護のため必要と認める場合には、いじめを行った児童・生徒の別室登校や、いじめを受けた児童・生徒の指定学校の変更、区域外就学等の対応を検討する。また、やむを得ない場合には、いじめを行った児童・生徒に対し、出席停止措置を行う。
- ・いじめの発生時に、児童・生徒の心理的なケアや学校の経営安定化等に当たるため、必要に応じ教育相談室の教育相談員（公認心理師）などの専門家を派遣する。

（※2）「ふれあい（いじめ防止強化）月間」とは、都内の小・中学校において、児童・生徒の友人関係や日頃の教員の指導の在り方を見直す機会として、いじめや不登校等の問題に取り組む月間のこと。

小平市では、都が指定する6月・11月に加え、2月の計3回を当月間として設定する。

ウ 教職員等の資質能力の向上

- ・教育相談員やいじめ問題の専門家を講師に招き、若手教員育成研修、教育相談研修や生活指導主任連絡会をはじめ、経験の浅い教職員だけでなく中堅層にもいじめの防止等に向けた教職員の研修を充実させる。
- ・教育委員会による学校訪問の際に、全ての教職員を対象にいじめ防止基本方針に則った取組について指導主事等が指導・助言する。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを対象とした連絡会や研修会を実施する。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・インターネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するため、東京都教育委員会との連携を継続し、インターネットを通じて行われるいじめに対する取組を促進する。
- ・児童・生徒に対する情報モラル教育の充実及び、児童・生徒やその保護者に対する講座や研修会等による啓発活動を推進する。

オ 啓発活動の推進

- ・市ホームページ、教育委員会ホームページ、教育委員会だよりによるいじめの防止等のための広報、リーフレットの配布、その他の啓発活動を推進し、家庭及び地域住民、関係機関のいじめの防止への積極的な関わりを促す。
- ・児童会や生徒会によるいじめ防止のための話し合いや、ポスターの作成、挨拶の推進による望ましい集団形成への取組など児童・生徒の主体的な活動を取り入れながら推進する。

カ 関係機関等と連携した取組の推進

地域社会全体で児童・生徒の健やかな成長を促すとともに、いじめの問題に迅速かつ的確に対応するため、児童館、学童クラブ、小平市子ども家庭支援センター、東京都小平児童相談所、小平警察署、福祉機関や医療機関、民生委員・児童委員、保護司会、その他の関係機関などと連携した取組を推進する。

- ・小平地区連絡協議会（東京都小平児童相談所、主任児童委員、民生委員・児童委員との連携）において、児童・生徒の問題共有と、対策の検討を行う。
- ・警察と学校との相互連絡制度の活動（スクールサポーターとの連携）、ボランティア等の協力を得て、児童・生徒を見守り、育む体制を整備する。
- ・教育相談室や教育支援室（あゆみ教室）に加え、学童クラブや児童館等、放課後子ども教室推進事業及び小平地域教育サポート・ネット事業等とも継続的・定期的に連携し、地域のボランティアや活動スタッフ等の協力を得て、児童・生徒の健やかな成長を促す。
- ・青少年対策地区委員会と連携し、児童・生徒の健全育成に関わる情報共有や取組の啓発を行う。
- ・学校の実状に応じて弁護士・警察など外部人材や外部機関と連携したいじめ防止に向けた授業を実施する。

キ 財政上の措置等

市は、いじめの防止等の対策を推進するために、必要な財政上の措置、その他の人的体制の整備等、必要な措置を講じる。

6 学校における取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について（通知）（平成29年3月16日文科科学省）、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び本基本方針を参照し、学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定める。（法第13条）

(2) いじめの防止等のための組織の設置

- ア 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される「学校いじめ対策委員会」を置く。（法第22条）
- イ いじめの事案に対し、事実関係の把握に努め、いじめであるか否かを判断する。
- ウ 「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として、学校サポートチーム（※3）を活用する。
- エ 重大事態が発生した場合には、学校は教育委員会と連携して組織を設けるなどして、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。（法第28条）

（※3）学校サポートチームとは、児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期解決を図るため、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって取り組む、校務分掌に位置付けた組織。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、教育委員会、関係機関等と連携して、学校いじめ防止基本方針に基づき、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」の段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じる。実効性のある校内研修を年3回以上行い、学校いじめ防止基本方針の理解、いじめの兆候や危険信号を

見逃さない教職員の資質向上を図る。なお、校内研修のうち、1回以上、全教職員で、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定されている「重大事態」の定義と、この定義の解釈を示している「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容を確認し、理解を深める。

また、児童会や生徒会によるいじめ防止のための話し合いやポスターの作成、挨拶の推進による望ましい集団形成への取組など児童・生徒の主体的な活動を取り入れながら推進する。(再掲)

なお、日常的、定期的に「学校いじめ対策委員会」を核として児童・生徒の情報を共有し、いじめの問題等に関する指導内容を記録するとともに、児童・生徒の進学・進級や転学に当たっては、適切に引き継ぎや情報共有を行うなど、組織的に対応する。以下に各段階における取組例を示す。

☆こだいらいじめ防止メッセージ④ ～小・中連携により児童・生徒が主体的に取り組む～

ア 未然防止

- ・教員の「いじめ」についての正しい認識
- ・児童・生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることを防ぐ教職員の人権感覚の向上
- ・「いじめは絶対に許されない」という児童・生徒の自覚の促進
- ・集団の一員としての自覚や自信、自己肯定感を高め、自尊感情を育み、互いを認め合える人間関係や学校・学級の風土づくり
- ・年3回実施している道徳科や学級活動を中心としたいじめ防止授業（「いじめとは何か。いじめはなぜ許されないのか。」等）をはじめ、道徳教育や人権教育の充実、読書活動、勤労生産・奉仕的行事などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成
- ・児童・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、行動する取組の推進
- ・児童・生徒及び保護者を対象とした、いじめ（ネット上のいじめも含む。）の防止等のための啓発活動、家庭と連携したルールづくり等の推進
- ・保育園、幼稚園、小学校から得た入学前の情報を踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら、個々の児童・生徒の特性についての理解に基づいた予防的な対応
- ・学校として特に配慮が必要な以下の児童・生徒については、教職員への正しい理解を促進する。
また、日常的に当該児童・生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、校内の教職員の情報共有、周囲の児童・生徒に対する適切な指導を組織的に行う。
 - 発達障がいを含む障がいのある児童・生徒
 - 海外から帰国した児童・生徒や国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童・生徒
 - 性同一性障がいや性的指向・性自認にかかる児童・生徒
 - 自然災害等により被災・避難した児童・生徒、原子力発電所事故により避難している児童・生徒
 - アレルギーや心身の状況等の理由により、マスクを着用することができない児童・生徒や、常時マスクを着用することについて、不安や不調等を感じる児童・生徒
 - 身体的な理由や様々な理由により、ワクチン等を接種することができない児童・生徒や、接種を望まない児童・生徒
- ・学校公開や家庭訪問、学校通信などを通じた、いじめの防止等のための取組に対する啓発及び家庭との緊密な連携・協力

イ 早期発見

- ・月ごとのいじめ実態調査、ふれあい月間を通じたアンケート調査、担任、スクールカウンセラー等との面談による早期のいじめの実態把握
(いじめを受けていることや、他の児童・生徒がいじめを受けていることを訴えやすくするために、アンケート調査の様式や回収方法等に配慮した調査や教育相談を実施する。)
- ・児童・生徒、保護者がいじめを相談しやすい体制の整備と相談窓口の周知
(学校いじめ対策委員会の構成員である教職員によるいじめ防止授業の実施など、学校いじめ対策委員会の存在及び活動が児童・生徒に容易に認識される取組など)
- ・教職員全体によるいじめに関する速やかな情報の共有
- ・いじめを見ていた児童・生徒が自分の問題として捉え、傍観者とならないようにする指導

ウ 早期対応

- ・いじめを発見した場合、またはいじめの報告を受けた場合の、特定の教職員が抱え込まない管理職及び学校いじめ対策委員会主導の速やかな組織対応
- ・いじめられた児童・生徒や、いじめを知らせてきた児童・生徒の安全及び落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・教育的配慮の下、いじめた児童・生徒に対する毅然とした態度による指導
- ・発生状況及び対応状況に関する保護者への報告、支援及び助言
- ・保護者会の開催などによる保護者との情報共有
- ・関係機関や専門家等との相談・連携
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察及び関係機関や専門家等との相談・連携

☆こだらいじめ防止メッセージ⑤ ～ささいなケースも見逃さない～

(4) いじめに対する措置

ア いじめの認知

いわゆる「社会通念上のいじめ」と、学校で認知するいじめとは必ずしも一致するものではない。児童・生徒の力関係や深刻さはいじめの認知に影響しない。相手を傷つけることを意図しない言動も含む。加害児童・生徒や第三者からは問題ないと見える場合や、被害児童・生徒が「いじめられていない」と否定する場合でも、被害児童・生徒が苦痛と感じているものは認知する。また、いじめと認知することは、児童・生徒の苦痛を受け止め、ケアすることと捉える。

イ いじめの解消に向けた取組

(ア) いじめを受けた児童・生徒

① 安全確保

いじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保するために、状況をきめ細かく把握する。具体的には、授業中や休み時間、放課後、家庭訪問などを利用した複数の教員による声かけや面談、教職員の打合せ等を利用した児童・生徒の情報共有、見守りや登下校の付き添いを実施する。

② 心身のケア

いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とともに、被害児童・生徒及び保護者のケアを行う。

(イ) いじめをした児童・生徒

① 指導及び組織的な対応

いじめをした児童・生徒には、教育的配慮の下、いじめに至った背景・経緯を明らかにしながら、自らの行為の問題点に気付かせるように、個に応じたきめ細かい指導を行う。またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、当該児童・生徒の継続的なケアを行う。

(ウ) いじめを見ていた児童・生徒

① 大人へ報告できる教職員の体制づくり

保護者、地域及び学校は、いじめを見ていた児童・生徒が勇気をもっていじめを伝えられるようにするために、いじめについて大人に伝えても守ってもらえると思えるようにする。

② 当事者意識の醸成

いじめを見ていた児童・生徒が見て見ぬふりをせず、自分の問題として捉えさせる取組を推進・充実させる。

(エ) 解消のための組織的な対応

① 教職員の対応

いじめを発見した、またはいじめの報告を受けた教職員は、特定の教職員で対応せず、いじめ防止基本方針に則り、管理職及び学校いじめ対策委員会に直ちに報告する。

管理職の指示の下、いじめを受けた児童・生徒及びいじめをした児童・生徒の保護者等にも状況を説明し、家庭での見守り及び解消に向けた指導への理解と協力を得る。

② 管理職及び学校いじめ対策委員会の対応

報告を受けた管理職及び学校いじめ対策委員会は、事実の確認と解消に向けた取組が組織的に行えるように指示、指導する。またその指導の状況や児童・生徒の様子から、解消に向けた取組が適切であるかを判断し、必要に応じて改善を指示、指導する。

(オ) 犯罪行為への対応

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察と連携する。

ウ いじめの解消

いじめの行為が少なくとも3ヶ月継続して止んでいること、被害児童・生徒が苦痛を感じていないことを目安とする。小平市においては、スクールカウンセラー等の専門家と連携し、児童・生徒が信頼できる教職員が、秘密が確実に守られる場所で丁寧に被害児童・生徒の状況を確認する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、次の2つの条件が満たされているものをいう。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（「いじめ防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日 文部科学省大臣決定
〔最終改定：平成29年3月16日〕より抜粋）

7 重大事態への対処

重大事態の発生は、何としても防がなければならないが、万が一発生した場合には、教育委員会は、いじめを受けた児童・生徒とその家族にできる限り配慮し、重大事態の原因等の究明及び解決に向けて取り組む。

(1) 重大事態の定義

いじめ重大事態の定義は、法第28条第1項において、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」(同項第1号。以下「生命心身財産重大事態」という。)、 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」(同項第2号。以下「不登校重大事態」という。)と規定されている。

同項第1号 に該当する事案について

例えば ○ 児童・生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合
○ 金品等に重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合 など

などのケースが想定される。

同項第2号 に該当する事案について

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童・生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

同項第1号及び同項第2号 に共通すること

また、児童・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たる。

参考：【いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定〔最終改定 平成29年3月16日〕）】

(2) 重大事態の調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）により、適切に対応する。

- ① 学校は、いじめを受けた児童・生徒の安全と落ち着いて教育を受けられる環境の確保に最善を尽くし、重大事態の発生について、直ちに教育委員会に報告する。重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。
- ② 教育委員会は、学校より重大事態の報告を受けた場合、その事案の調査を行う主体や調査組織について判断するが、「小平市教育委員会いじめ問題対策委員会」が調査主体となることを原則とする。また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、必要な指導及び人材配置等の適切な支援を行い、連携して調査を行う。
- ③ 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。また、調査結果について、学校は教育委員会に報告、教育委員会は市長に報告する。

- ④ 調査結果の公表の可否及び公表の方法や内容については、小平市教育委員会いじめ問題対策委員会が、事案の内容や重大性、被害児童・生徒・保護者の意向、公表した場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して適切に判断する。

(3) 市長による再調査及び措置

- ① 重大事態の調査結果を受けた市長は、必要があると認めるときは、「小平市いじめ問題調査委員会」を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行うことができる。（再掲）
- ② 市長は、個人情報に対する必要な配慮を確保し、再調査の結果を議会に報告する。教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、調査の対象となった重大事態への対処又は同種の事態発生防止のために、人材派遣等の学校支援を行う。

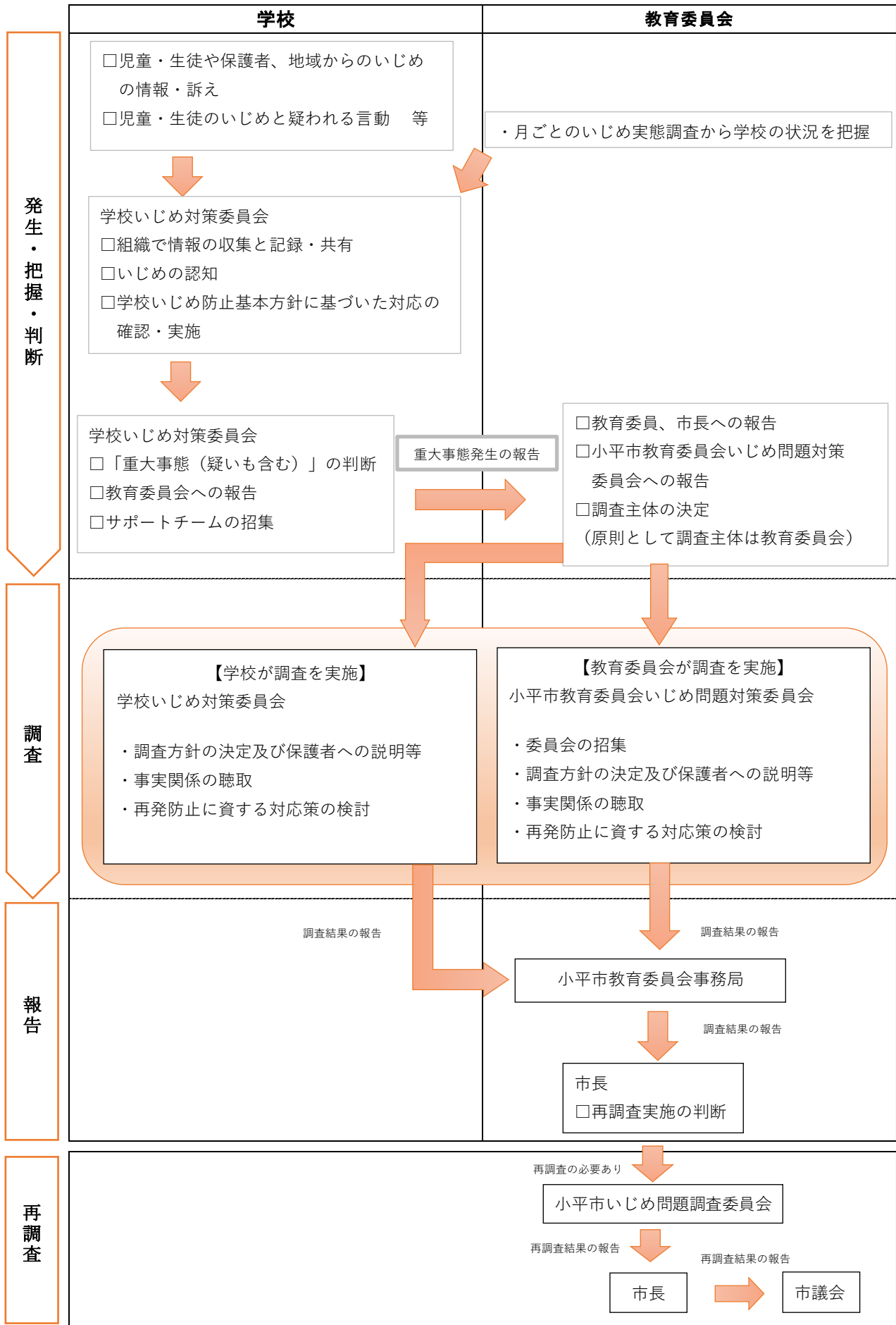
8 取組の評価・見直し

市は、本基本方針に基づくいじめの防止等の取組状況を確認し、その評価結果に基づき、必要に応じて適切に対応する。また、「小平市教育委員会いじめ問題対策委員会」の意見に基づき、本基本方針を見直すことができる。

9 その他

情報の公開については、小平市情報公開条例等に基づき対応するものとする。

いじめの重大事態発生時の基本的な流れ



※上記の流れを基本としながら、個別の事案の状況に応じて対応する。

こだらいじめ防止メッセージ

小平市、教育委員会、学校、家庭、地域など、わたしたち子どもを取り巻く大人は、いじめ問題に対して、次のような姿勢で取り組みます。

① ～いじめは絶対に許されない～

児童・生徒へのアンケートによると、小平市でも「状況によってはいじめが許される場合もある」と、いじめを容認する回答が見られましたが、いじめはどんな理由があっても決して許されることではありません。このことを子どもも大人も認識し、いじめを見過ごしたり放置したりすることなく、いじめを許容しません。

② ～いじめの要因・背景にも目を向ける～

いじめは絶対に許されることではありません。しかし、起きてしまったいじめには必ず要因や背景があるはずです。いじめを行った児童・生徒へ毅然とした指導を行うとともに、いじめを生み出す土壌や要因、雰囲気になかったかなど、いじめが起きたメカニズムの分析や、いじめを行った児童・生徒への事後対応にも配慮していきます。

③ ～地域社会総がかりで取り組む～

小平市の小・中学校には、学校支援ボランティア、青少年対策地区委員会、民生委員・児童委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど多くの大人が関わっています。このことを活かし、関係者、関係機関が連携した取組を進めます。

家庭では、他人の痛みを自分のこととして受け止める心や、社会生活のルール、マナーを守ることの大切さを教え、いじめは許されない行為であることを、十分理解させるように努めます。

④ ～小・中連携教育により児童・生徒に主体的に取り組ませる～

小平市では小・中連携教育に取り組んでいます。いじめの防止においても、中学校区を単位として小学校と中学校が連携して、児童・生徒自らが考え、「いじめを許さず、自分のことも友達のこと大切にする」態度を育てる主体的な活動を取り入れていきます。

⑤ ～ささいなケースも見逃さない～

児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、相談体制の充実を図ります。また、児童・生徒の小さな変化や気になる様子をとらえ、各学校の学校いじめ対策委員会を核として組織的にきめ細かく対応し、早期発見・早期対応により、決して見逃すことなく児童・生徒の困っていることや悩みに対処します。